

四国旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の
上限変更認可申請に係る審議（５回目）

1. 日 時

令和４年９月２７日（火） １１：３０～１１：５０

2. 場 所

国土交通省 ４号館３階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 久保、渡真利、齋藤、宮田、本間、佐藤

4. 議事概要

- 事案処理職員から、令和４年８月３０日の第１回審議において、本件に係る公聴会を開催することを職権で決定していたものの、当該決定を踏まえて公述の申出を受け付けた結果、申請者を除き、公述の申出がなかった旨の説明を聴取した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 申請者からは公述の申出があったことと公聴会の開催の有無との関係をどう考えるのか。
等について、質問があった。
- これに対して、事案処理職員からは、
 - ① 本件に係る公聴会については、主として一般公述人からの公述を幅広く聴取することを意図して職権で開催を決定したものであることから、その申出がないことを踏まえて公聴会の開催を取り消すことはやむを得ないものと考えている。
等の回答を得た。
- これらを踏まえて委員間相互で討議を行った結果、公聴会の開催を取り消すとともに、その代替措置として、四国旅客鉄道株式会社からの意見聴取を実施することを決定した。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。